

令和2年5月6日  
新型コロナウイルス  
感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言及び  
緊急事態措置の延長に伴う施設等の対応について

令和2年5月4日(月)に緊急事態宣言が延長され、翌5日に緊急事態措置が延長された。  
このことを踏まえ、下記のとおり市の対応を決定する。

記

1 市主催事業（イベント）について

市主催事業（イベント）について、原則中止または延期とする期間を、令和2年5月31日(日)まで延長する。

2 施設の休館等について

現在、臨時に休館、休場、休止、閉鎖、使用制限等を実施している市の施設について、その期間を、原則令和2年5月31日(日)まで延長する。

その他の施設や財政援助出資団体等についても、本対応に準じた対応とすること。

3 緊急事態宣言等解除後の対応について

緊急事態宣言等解除後の対応については、感染症の状況、国や都の動向、施設の役割、イベントの趣旨、利用者の属性等を踏まえ、段階的に検討し、対策本部会議で協議すること。